



2017年11月13日 第127号
北九州労健連ニュース

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 シルム天神 1F

北九州労働者
の健康問題連
絡会議 発行

<http://rokenren.com/>

建設アスベスト訴訟 東京高裁 国に7度、企業に3 度目の勝訴判決

10月24日に横浜地裁にて言い渡された、建設アスベスト神奈川2陣訴訟の判決に続き、10月27日に言い渡された、建設アスベスト訴訟神奈川ルート東京高裁判決にて、建設労働者に対するアスベスト被害について、国の責任と建材メーカーの責任を認める歴史的な判決を勝ち取りました。

福建労は両判決日に横浜地裁と東京高裁の現地に代表団を派遣し、同時に地元福岡では判決連帯集会を開催し、原告、弁護団、組合員、支援組織の代表など延べ132人が参加しました。

それぞれ14時30分から開催された同集会では、15時の判決旗出しまでリレートークを行い、判決時には現地に参加している役員によるフェイスブックのライブ配信映像をプロジェクターで映写し、勝訴判決の第一声に歓喜の声を上げました。

「国と企業の責任認めた」との第一報を受け、弁護団の岩城弁護士の音頭により、参加者全員で万歳三唱を行い、喜び合いました。

また、判決内容について弁護団より解説があり、これまでの国に対する勝訴判決と同様、国の違法については「マスクの着用義務付けの遅れ」とし、労働者の生命や健康を保護するための労働関係法令に基づく規制権限は「適時かつ

適切に」行使されなくてはならないとの判示で国の責任を明確に認めました。

さらに、24日の横浜地裁判決では、石綿建材に対する国による警告表示の義務付けの責任期間は平成18年8月31日までと、マスクの着用義務付の責任期間よりも後ろに長くとらえ、今後の被害者救済の道を広げるものとなりました。

一方で一人親方や事業主については従来の判決と同じく、労働者ではない者に国の責任は及ばないという立場を示しましたが、27日の東京高裁判決では個別具体的な検討を行い、原告7人の労働者性を認めました。また、建材メーカーの責任を認めたことにより、一部の一人親方も賠償の対象となりました。



また、両判決では京都地裁判決に続き、石綿の人体に対する危険性を警告する義務があったにもかかわらず、建材メーカーがこの警告義務を怠ってきたことを3度認めるものとなりました。

ただ、石綿粉じん発生の危険性と石綿関連疾患発症の原因となった可能性などから加害企業を特定できた被害者との関係でのみ「共同不法行為」を認め、ニチアス、ノザワ、エーアンドエーマテリアル、エム・エム・ケイ、神島化学工業の5社に賠償を命じています。

国と建材メーカーに対する請求を全て棄却した2012年5月25日の1陣横浜地裁判決を覆し、建設アスベスト訴訟では、高等裁判所として初めて国と建材メーカーの双方に賠償を命じました。いよいよ国と建材メーカーの責任は不動のものとなり、国の主導で企業も社会的責任を果たし、被害者救済基金を創設させるための大きな武器となる判決となりました。11月には国と企業へ解決を求めた要請行動を行います。

【福建労北九州支部 平安将隆記】

日頃より署名活動や宣伝など組合員・家族の皆さんの取り組みに感謝いたします。9月の大阪企業交渉では、クボタに門前払いされて悔しい思いでした。今回の勝訴判決は皆さんの日頃の取り組みの成果だと思います。



11月2日に再度行う大阪企業交渉に希望を持ってのぞみます。

【遺族原告 柴田清子談】

控訴人 平田岩男 外88名

被控訴人 国 外43社

判 決 要 旨

第1 主文【判決6～9頁】

控訴人らの請求を全て棄却した原判決を変更して、別紙の認容額欄に金額の記載のある控訴人らについて、当該記載に対応する被控訴人（国、一部の企業）への請求を当該金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で一部認容するものである。

声 明

2017年10月27日

首都圏建設アスベスト訴訟原告団

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

1 判決の結論

建築現場における作業を通じて石綿粉じんに曝露し、中皮腫や肺ガンなどの石綿関連疾患を発症した被災者及びその遺族が、国と石綿含有建材製造企業（以下、「建材メーカー」という。）を訴えていた建設アスベスト訴訟において、東京高等裁判所第5民事部（永野厚郎裁判長）は、2017年10月27日、国及び建材メーカー4社に対し、総額3億7232万5042円の支払いを命じる判決を言い渡した。

本判決は、国と建材メーカーに対する請求を全て棄却した2012年5月25日の横浜地裁判決を覆し、建設アスベスト訴訟では、高等裁判所として初めて国と建材メーカーの双方に損害賠償を命じるものである。

国の国家賠償法上の損害賠償責任は、既に6つの地裁判決で認められているが、本判決によって、国の責任を認める司法判断は完全に定着するに至ったところである。また、建材メーカーの損害賠償責任では、民法の共同不法行為の解釈及び適用をめぐる、各地裁で様々な判断が示されていたが、本判決において東京高裁が示した判断枠組みは、全国各地で争われている建設アスベスト訴訟の趨勢に大きな影響を与えるものである。